

令和3年度（2021年度）  
大阪産業大学後援会京都支部  
第22回定期総会議案書



日 時 令和3年6月27日（日）13時00分～  
（ライブ配信）

## 総 会 次 第

- 1 開会の辞
- 2 支部役員紹介
- 3 支部長挨拶
- 4 議事Ⅰ
  - 〔1〕令和2年度活動報告
  - 〔2〕令和2年度会計収支報告
  - 〔3〕令和2年度会計監査報告
  - 〔4〕令和3年度支部役員選出
- 5 令和3年度新役員紹介
- 6 新役員代表挨拶
- 7 議事Ⅱ
  - 〔1〕令和3年度活動方針（案）
  - 〔2〕令和3年度収支予算（案）
- 8 閉会の辞

令和2年度 大阪産業大学後援会京都支部役員名簿

役 職	氏 名	住所	学 科	学年
支 部 長	福 島 順 子	京都市	スポーツ健康学部	4 回生
副支部長	齋 藤 典 子	京都市	経済学部国際経済学科	4 回生
副支部長	早 川 麻 子	京都市	工学部機械工学科	4 回生
会 計	松 田 典 子	京都市	工学部 電子情報通信工学科	2 回生
会計監査	山 村 幸 恵	宇治市	経済学部国際経済学科	4 回生
常任委員	岩 野 由 紀	八幡市	工学部都市創造工学科	4 回生
常任委員	石 倉 明 美	京都市	経済学部国際経済学科	3 回生
常任委員	寺 田 美知代	井手町	経済学部経済学科	3 回生
常任委員	芦 田 眞 弘	福知山市	工学部機械工学科	3 回生
常任委員	今 西 智 子	城陽市	工学部 電子情報通信工学科	3 回生
常任委員	村 上 水奈子	京都市	スポーツ健康学部	3 回生
常任委員	廣 田 知 子	宇治市	国際学部	2 回生

## 議事 I

### 〔1〕令和2年度活動報告

#### 1 支部常任委員会の開催

##### ◎第1回常任委員会（コロナウイルス感染拡大防止の為オンラインにて）

- 日 時 令和3年1月23日（土）13：00～13：30  
議 題 1 本部常任委員会の報告  
2 令和3年度支部定期総会の開催について

##### ◎第2回常任委員会（会場 下京青少年活動センター）

- 日 時 令和3年3月27日（土）13：00～15：00  
議 題 1 本部常任委員会の報告  
2 支部スケジュール確認  
3 次期支部常任委員募集について  
4 次期支部役割決めについて

##### ◎第3回常任委員会（会場 メルパルク京都）

- 日 時 令和3年5月22日（土）10：00～12：00  
議 題 1 令和3年度支部定期総会について  
2 令和2年度会計監査について

#### 2 本部常任委員会への参加

[2] 令和2年度会計収支報告

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差額	適用
支部総会祝金	50,000	50,000	0	本部より
活動助成金	150,000	150,000	0	本部より
受取利息	0	3	3	普通預金(ゆうちょ銀行)
繰越金	316,178	316,178	0	
合計	516,178	516,181	3	

支出の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差額	適用
総会費	30,000	0	30,000	
会議費	80,000	12,558	67,442	
交通費	100,000	13,020	86,980	
通信費	4,000	0	4,000	
事務印刷費	10,000	110	9,890	
雑費	10,000	0	10,000	
合計	234,000	25,688	208,312	

収入の部決算額合計

516,181

支出の部決算額合計

25,688

差し引き

490,493 次年度繰越金

上記のとおり、会計報告をします。

令和3年5月22日

会計 松田 典子 (印影省略)

[3] 令和2年度会計監査報告

大阪産業大学後援会京都支部

支部長 福島 順子 様

私は、大阪産業大学後援会京都支部の令和2年度会計報告書及び会計書類について監査した結果、その内容は適正かつ正確であったことを認め、報告いたします。

令和3年5月22日

会計監査 山村 幸恵 (印影省略)

[4] 令和3年度支部役員選出

令和3年4月26日現在の会員数は、全体 7572 名、京都支部 667 名です。

令和2年度退任役員一覧

大阪産業大学後援会京都支部役員として、後援会と大学の発展のために尽くされた5名の方が退任されます。

氏名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
岩野由紀	常任委員	常任委員	支部長	常任委員
齋藤典子	常任委員	常任委員	副支部長	副支部長
早川麻子	常任委員	副支部長	副支部長	副支部長
福島順子	常任委員	常任委員	常任委員	支部長
山村幸恵	常任委員	常任委員	会計監査	会計監査

長い間お世話になり、ありがとうございました。

今後ともよろしくご指導くださいますようお願いいたします。

令和3年度 大阪産業大学後援会京都支部役員候補名簿

氏名	住所	学科	学年
石倉明美	京都市	経済学部国際経済学科	4回生
寺田美知代	井手町	経済学部経済学科	4回生
芦田真弘	福知山市	工学部機械工学科	4回生
今西智子	城陽市	工学部電子情報通信工学科	4回生
村上水奈子	京都市	スポーツ健康学部	4回生
松田典子	京都市	工学部電子情報通信工学科	3回生
廣田知子	宇治市	国際学部	3回生
麻田博之	京都市	経済学部経済学科	1回生

## 議事Ⅱ

### 〔1〕 令和3年度活動方針（案）

#### 1 支部常任委員会等の開催

常任委員会を開催し、諸問題の整理解決を図るとともに、支部活動の運営に当たります。

#### 2 本部常任委員会への出席等、本部の諸活動への参加

支部長は、本部常任委員として本部の諸活動に参加します。支部長が参加できない場合、他の常任委員が代理で出席し、本部との連携をより強め、支部会員の声を伝えるようにします。

#### 3 支部定期総会及び地区教育懇談会の開催

前年度と同様、支部定期総会、地区教育懇談会を開催し、会員と後援会役員、大学教職員と意見交換の場をつくります。積極的かつ気軽に参加できる後援会づくりのため懇親交流会などの運営に工夫をします。

以上、支部の活動を一層充実、発展させるため、ここに令和3年度の活動方針（案）を提案します。

### 〔2〕 令和3年度収支予算（案）

（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

#### 収入の部

（単位：円）

科目	本年度予算	前年度予算	増減	適用
支部総会祝金	50,000	50,000	0	本部より
活動助成金	150,000	150,000	0	本部より
受取利息	0	0	0	
繰越金	490,493	316,178	174,315	
合計	690,493	516,178	174,315	

#### 支出の部

（単位：円）

科目	本年度予算	前年度予算	増減	適用
総会費	30,000	30,000	0	
会議費	80,000	80,000	0	
交通費	80,000	100,000	▲20,000	
通信費	4,000	4,000	0	
事務印刷費	10,000	10,000	0	
雑費	10,000	10,000	0	
合計	214,000	234,000	▲20,000	

# 大阪産業大学後援会京都支部会則（案）

制 定 平成 11 年（1999 年）7 月 18 日  
最近改正 平成 29 年（2017 年）7 月 9 日

## （名称）

第 1 条 本会は、「大阪産業大学後援会京都支部」と称する。

## （目的）

第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図り、大阪産業大学後援会の発展に寄与することを目的とする。

## （所在地）

第 3 条 本会の所在地は、支部長宅に置く。

## （会員の種類）

第 4 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 正会員  
大阪産業大学の在学生の父母（保証人を含む。）
- 2 賛助会員  
本会の趣旨に賛同し、支部長の推薦を受け、役員会で承認された者。但し、役員になることはできない。

## （会費）

第 5 条 本会の会費は、次のとおりとする。

- 1 本部助成金
- 2 その他寄付金

## （役員）

第 6 条 本会に次の役員をおく。

- 1 支部長、副支部長、会計、会計監査、常任委員
- 2 役員の総数は 25 名以内とする。

## （役員の職務）

第 7 条 役員の職務は次のとおりとする。

- 1 支部長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 常任委員は支部長と共同して、本会の活動の企画、立案ならびに運営にあたる。副支部長は支部長を補佐し、支部長に支障がある場合には、その職務を代行する。  
会計は貯金口座の管理を行い、会計事務を処理する。  
会計監査は会計事務が正確かつ適切に処理されているか監査する。

(顧問、相談役)

第 8 条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。

- 1 顧問は支部長、副支部長経験者の中から支部長の推薦を受け、役員会の承認を得て、支部長が委嘱する者若干名。
- 2 相談役は常任委員経験者の中から支部長の推薦を受け、役員会の承認を得て、支部長が委嘱する者若干名。
- 3 顧問及び相談役の任期は 1 年とする。但し、再選を妨げない。

(役員を選任)

第 9 条 役員を選任は、次の方法による。

- 1 常任委員は、総会において、会員の中から選出する。
- 2 支部長、副支部長、会計、会計監査は常任委員の中から互選する。

(役員任期)

第 10 条 役員任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

(総会)

第 11 条 総会の開催は次のとおりとする。

- 1 総会は、支部長が毎年 1 回招集する。議長は総会において選出する。
- 2 支部長が必要と認めたとき、または支部長を除く常任委員の 3 分の 1 以上の請求があったときは、支部長は随時総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、支部の運営等の事項を決定する。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(常任委員会)

第 12 条 本会に支部常任委員会をおく。常任委員会の運営は次のとおりとする。

- 1 支部常任委員会は常任委員をもって構成し、総会の決議により付議された事項その他目的達成のため支部の運営に当たる。
- 2 常任委員会は支部長が招集する。
- 3 支部長を除く常任委員の 3 分の 1 以上の請求があったときは、支部長は常任委員会を招集しなければならない。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終わるものとする。

附則

- 1 この会則は、総会の決議により改正することができる。
- 2 この会則は、平成 11 年 (1999 年) 7 月 18 日、京滋分離にともない制定施行する。
- 3 この会則は、平成 12 年 (2000 年) 7 月 23 日から改正施行する。
- 4 この会則は、平成 15 年 (2003 年) 7 月 21 日から改正施行する。
- 5 この会則は、平成 27 年 (2015 年) 7 月 12 日から改正施行する。
- 6 この会則は、平成 28 年 (2016 年) 7 月 10 日から改正施行する。
- 7 この会則は、平成 29 年 (2017 年) 7 月 9 日から改正施行する。